

平成26年10月27日

健康保険被扶養者不該当届はすみやかに提出しましょう!

被保険者は、健康保険被扶養者を有さなくなったときは、概ね5日以内に、事業主を  
経由して健康保険組合に、健康保険被保険者証を添付して、健康保険被扶養者不該当届  
の届け出をしていただくことになっています（健康保険法施行規則第38条第2項、同  
規則第51条第1項・第4項）。

被扶養者でなくなった日以降は、当健康保険組合が発行した被保険者証で受診するこ  
とはできません。止むを得ず受診された場合は、被保険者に当該医療費を当健康保険組  
合に返納していただくため、被保険者・被扶養者にご面倒をお掛けすることになります。

平成26年7月以降、被扶養者の不該当の事実が発生してから3週間が経過して届け  
出があった場合、当該被保険者及びその事業主に、被保険者証と保険診療の取扱いにつ  
いてのお知らせ文書を送付させていただいています。